

# 沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領

沖縄県土木建築部

# 沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領

制定 昭和57年 3月12日  
改正 平成 9年 3月28日  
改正 平成12年10月10日  
改正 平成21年 4月 1日  
改正 平成31年 3月26日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 9 条）
  - 第 2 章 申請図書の作成要領（第10条 - 第27条）
  - 第 3 章 道に関する基準（第28条 - 第37条）
  - 第 4 章 宅地造成基準（第38条 - 第47条）
  - 第 5 章 雑則（第48条 - 第50条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

**第 1 条** この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条（道路の定義）第 1 項第 5 号に規定する道路の位置指定及び法第45条（私道の変更又は廃止の制限）に規定する私道の変更又は廃止（以下「道路位置指定等」という。）について、当該道路位置指定等の事務手続きの方法及び技術基準並びにこれに接する敷地の宅地造成工事の基準を定めることにより、本県における良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### （道路の配置計画の一般原則）

**第 2 条** 法第42条（道路の定義）第 1 項第 5 号に規定する道路の位置指定（以下「道路位置指定」という。）を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）は、その道路に接する敷地及び土地の区域の規模、形状、地形又は周辺 の状況並びに予定建築物の用途及び配置等を勘案して、建築関係法令及び市町村長が定める細街路 整備計画等によるほか、この基準に定めるところにより配置しなければならない。

### （道路位置指定等の申請）

**第 3 条** 道路位置指定等の申請をする者（以下「申請者」という。）は、第 2 章に規定する関係書類（以下「申請書」という。）を作成のうえ沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年規則第 1。以下「細則」という。）第37条（書類の経由等）の規定により、当該建築物等の所在する市町村の区域を所管する土木事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。なお、この基準について疑義がある場合は、申請書を提出する前にあらかじめ所長と協議しなければならない。

### （道路の位置の指定）

**第 4 条** 所長は、申請者から申請書の提出があったときは、速やかに受付を行い、申請書の内容の審査及び現地調査を行うこと。

- 2 所長は、申請が道路位置指定又は変更のときは、申請書の内容の審査及び現地調査を行った結果支障がないと認めた場合は、申請者の求めに応じ、道路築造計画承認書（第14号様式）を交付するものとする。
- 3 所長は、申請が道路位置指定廃止のときは、申請書の内容の審査及び現地調査を行った結果支障がないと認めた場合は、申請者に対し、道路位置指定廃止書（細則第15号様式）を交付するものとする。
- 4 申請者は、申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造完了報告書（第15号様式）を所長へ提出するものとする。
- 5 所長は、前項に基づく道路築造完了報告書の提出があった場合は、速やかに工事の完了を確認し、支障がないと認めた場合は、道路位置指定書（細則第11号様式）又は道路位置指定変更書（細則第15号様式）を作成し、申請者に交付するものとする。
- 6 前項の規定による道路位置指定又は変更は、分筆により申請道路部分の区域が確定され、登記地目が公衆用道路となった後に行うものとする。ただし、やむを得ず道路位置指定前に地目変更等できない場合は、申請者は所長と協議することができるものとする。
- 7 所長は、第3項、第5項により道路位置指定等をした場合は、その旨を建築指導課長及び関係市町村長へ通知（第3号様式）するものとする。

（建築指導課長との調整）

**第5条** 所長は、道路位置指定等をする場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく宅地建物取引及び都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関して、必要と認める場合は、建築指導課長に意見を求めることができる。

- 2 建築指導課長は、所長に対して、道路位置指定に関し必要な意見を述べることができる。

（道路位置指定申請等の拒否）

**第6条** 所長は、道路位置指定等の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を拒否するものとする。

- (1) 申請道路が申請の内容に応じて築造されていない場合又は築造工事が全くなされてなく、かつ、長期間にわたってなされる見込みがないもの
- (2) 申請書の内容又は記載事項について不備又は事実と異なる事項があり、これらの事項等については是正・訂正又は書類の追完等を行うように指示したにも係わらず長期間(3カ月)にわたりこれらの是正・訂正又は書類の追完をしないもの又はその見込みのないもの
- (3) 「都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準」(建築指導課作成)の規定による一体開発に該当し、かつ、同法に基づく開発許可を要するもの
- (4) その他建築関係法令又はこの要領に違反するもの

- 2 所長は、前項の規定により申請を拒否した場合は、道路位置指定できない旨の通知(第4号様式)を作成し、配達証明郵便又はその他の方法により申請者に送付すると同時に道路位置指定申請書(副本)を返戻するものとする。

- 3 所長は、前2項の規定により申請を拒否した場合は、道路位置指定申請却下(棄却)通知(第5号様式)を作成し、所管の市町村長へ通知するものとする。

(道路位置指定等の告示)

**第7条** 建築指導課長は、第4条第7項の規定により道路位置指定等の通知を受けた場合は、細則第27条(道路の指定等の公示)の規定により公告を行うものとする。

(台帳の整備等)

**第8条** 所長は、道路位置指定等を行ったときは道路位置指定台帳(第6号様式)を作成し、永年保存する。

2 道路位置指定等を行った後の申請書は、沖縄県文書編集保存規程(昭和49年訓令第38号)第6条の規定により、第1種(20年保存)として保存する。

(指定道路の維持管理)

**第9条** 第4条の規定により位置指定を受けた道路(以下「指定道路」という。)の申請者・築造者又は管理者(以下「管理者」という。)は、当該指定道路について、一般交通の用に供するための良好な維持管理に努めなければならない。

2 管理者は、指定道路に接する敷地の所有者又は借地人等から当該指定道路を利用して隣接敷地の開発行為又は建築行為を行いたい旨の申し入れがあった場合は、これを拒否してはならない。

## 第2章 申請図書の作成要領

(道路位置指定の申請に必要な図書)

**第10条** 細則第7条(道路位置の指定申請等)第1項の規定により、道路位置指定を受ける場合における申請書及び添付図書とその必要部数は、次表による。

図書の種類	部数		根拠規定	様式
	正本	副本		
(1) 道路位置指定申請書	1	2	細則第7条第1項	細則第10号様式
(2) 委任状	1	2	〃	-
(3) 権利関係整理票	1	2	〃	第2号様式
(4) 関係権利者の承諾書	1	2	省令第9条	第10号様式
(5) 道路管理者の承諾書	1	2	〃	第17号様式
(6) 隣接地主等の同意書	1	2	細則第7条第1項	第7号様式
(7) 関係権利者の印鑑証明書	1	2	〃	-
(8) 道路維持管理計画書	1	2	〃	第8号様式
(9) 土地及び建物の登記簿謄本	1	2	〃	-
(10) 公図の写し	1	2	〃	-
(11) 現況写真	1	2	〃	-
(12) 道路位置指定申請図				
附近見取図	1	2	省令第9条	第9号様式
地籍図	1	2	〃	〃
道路計画平面図	1	2	細則第7条第1項	〃
道路構造詳細図	1	2	〃	〃
面積求積図及び面積表	1	2	〃	〃
(13) その他				
道路位置指定申請等チェックリスト	1	2	〃	-
その他	1	2	〃	-

2 前項に規定する申請書正本への添付図書は原本（図）とする。

（指定道路の変更又は廃止申請に必要な図書）

**第11条** 細則第8条（道路位置の指定の変更又は廃止申請等）第1項の規定により、指定道路の位置を変更し又は廃止（以下「道路位置指定の変更等」という。）しようとする場合の申請書及び添付図書とその必要部数は次表によるほか前条を準用する。

図書の種類	部数		根拠規定	様式
	正本	副本		
(1) 道路位置指定の変更等申請書	1	2	細則第8条第1項	細則第14号様式
(2) 委任状	1	2	細則第7条第1項	-
(3) 権利関係整理票	1	2	〃	第2号様式
(4) 関係権利者の承諾書	1	2	省令第9条	第10号様式
(5) 道路管理者の承諾書	1	2	〃	第17号様式
(6) 隣接地主等の同意書	1	2	細則第7条第1項	第7号様式
(7) 関係権利者の印鑑証明書	1	2	〃	-
(8) 道路維持管理計画書 (変更で必要な場合)	1	2	〃	第8号様式
(9) 土地及び建物の登記簿謄本	1	2	〃	-
(10) 公図の写し	1	2	〃	-
(11) 現況写真	1	2	〃	-
(12) 道路位置指定申請図	1	2		
附近見取図	1	2	省令第9条	第9号様式
地籍図	1	2	〃	〃
道路計画平面図 (変更で必要な場合)	1	2	細則第7条第1項	〃
道路構造詳細図 (変更で必要な場合)	1	2	〃	〃
面積求積図及び面積表 (変更で必要な場合)	1	2	〃	〃
変更又は廃止しようとする道路及びそれに接する敷地の状況図	1	2	〃	-
(13) その他				
道路位置指定申請等チェックリスト	1	2	〃	-
その他	1	2	〃	-

2 前項に規定する申請書正本への添付図書は原本(図)とする。

(申請書の作成方法)

**第12条** 申請書及び添付書類は、製本後の大きさ及び綴りをA4判左横とじとなるようにし、第10条又は第11条の表の番号順に並べるものとする。

2 申請者氏名の記載は、その人員等について下記各号の区分のそれぞれの形式により行うこと。

- (1) 1人のとき 申請者何某
- (2) 2人のとき 申請者何某何某
- (3) 3人以上のとき 申請者何某他何名
- (4) 代理人のとき 何某代理人何某
- (5) 法人のとき 何株式会社代表者何某
- (6) 法人代理人のとき 何株式会社代理者何某代理人何某
- (7) (3)の場合は申請者一覧表を添付すること
- (8) (4)又は(6)の場合は委任状を添付すること

3 申請者は、申請道路の築造に関係ある者とする。

4 申請代理人及び図面作成者は、建築士・測量士又は土地家屋調査士とし、資格を明確に表示しなければならない。

5 申請道路の地名及び地番とは、申請道路の部分となる土地の地名及び地番（号を含む。）をいう。

6 申請道路の延長は、合計延長を付記すること。また申請道路に自動車転回広場があるときには、その配置箇所数及び面積を記入する。この場合の転回広場の範囲は第32条の例による。

7 申請理由は、申請道路を築造することとなった経過又は申請道路に関連する宅地供給等の事業計画を具体的に記入することとし、記入欄に記載できない場合は、別紙理由書を添付することができる。

（附近見取図の作成方法）

**第13条** 附近見取図（縮尺3,000分の1程度）は、道路位置指定申請図（第9号様式その1）に、方位、申請道路の位置、附近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示すること。

2 目標となる地物及び既存道路（法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）等については、地物の名称、構造、用途等及び既存道路の国、県、市町村道、私道の別、幅員を明示すること。

（地籍図の作成方法）

**第14条** 地籍図（縮尺500分の1程度）は、申請道路の土地及びこれらに隣接する土地の範囲を道路位置指定申請図（第9号様式その2）に図示するものとし、申請書（細則第10号様式）裏面の凡例に従い、次の事項を明示すること。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 申請道路の位置
- (3) 土地の境界、地番、地目
- (4) 申請道路の土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
- (5) 申請道路の土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (6) 予定建築物及び既存建築物の位置及び用途
- (7) 土地の高低その他地形上特筆すべき事項

（道路計画平面図の作成方法）

**第15条** 道路計画平面図（縮尺300分の1程度）は、申請道路の土地について、道路位置指定申請図（第9号様式その3）に図示するものとし、申請書（細則第10号様式）裏面の凡例に従い、次の事

項を明示する。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 接続する既存道路の名称、幅員及び形状
- (3) 申請道路の延長、幅員、すみ切りの寸法、転回広場の位置及び形状
- (4) 排水施設及び放流先
- (5) 申請道路築造に伴う構造物の位置及び種類
- (6) 土地の高低その他地形上特筆すべき事項

(関係権利者の承諾書等)

**第16条** 道路位置指定について承諾を必要とする関係権利者の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請道路の土地の所有者、借地権者、抵当権その他の権利を有する者、又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者。
  - (2) 申請道路の土地の仮登記権利者。ただし、売買契約書等権利の移行を明確に表わす書類を添付された場合を除く。
- 2 道路位置指定の廃止をするに当たっての承諾を要する関係権利者とは、前項に規定する関係権利者のほか当該道路の廃止処分により法第43条（敷地等と道路との関係）の規定による接道義務に関する規定に抵触するに至る隣接地の権利者をいう。
- 3 前2項の規定において、申請時以降位置の指定又は変更廃止の処分を行うまでの間に、関係権利者の変動がある場合は、変動に係る者についての承諾の補完をしなければならない。
- 4 関係権利者の承諾は、関係権利者の承諾書（第10号様式）に記名、押印するものとする。
- 5 道路管理者（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理する者）の承諾は、道路管理者の承諾書（第17号様式）に記名、押印するものとする。

(関係権利者の印鑑証明書)

**第17条** 関係権利者の印鑑証明書は、申請書提出前6カ月以降に地方公共団体の長が発行した証明とし、これをA4判の白紙に貼付けるものとする。ただし、A4判の白紙より大きな証明書は白紙への貼付けを要しない。

(隣接地主等の同意書)

**第18条** 申請道路の土地に隣接する土地の所有者、借地権者又は接続する既存道路の管理者等（以下「隣接地主等」という。）の同意は、隣接地主等の同意書（第7号様式）を作成し、申請書に添付するものとする。ただし、隣接地主等の同意が得られない場合でその具体的な理由書を添付することにより当該同意書がなくてもよいものとする。

- 2 隣接地主等の同意が得られない具体的な理由とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- (1) 隣接地主等及びその家族の居所が不明のとき
  - (2) 隣接地主等が、道路位置指定申請に関係ない事件（トラブル）により同意をしない場合
  - (3) 道路位置指定を行うことによって隣接敷地又は隣接建築物が直ちに法違反となることがないにもかかわらず、将来の利害関係を理由に又は理由の有無にかかわらず同意をしない場合
  - (4) その他前号に類する場合



(土地及び建物の登記簿謄本)

**第19条** 申請道路の土地及びその土地に存する建築物並びに申請道路に隣接する土地の各筆について、申請書提出前6カ月以降に法務局の登記官が発行した土地登記簿謄本又は建物の登記簿謄本を添付すること。

(公図の写し)

**第20条** 公図の写しは、法務局に備え付けの地図の写しを添付することとし、地図の写しである旨の証明があるものとする。ただし、地籍未確定の地域であるときは、土地家屋調査士の作成する隣接地主等の承諾を得た地籍測量図を添付すること。

(申請道路の構造詳細図の作成方法)

**第21条** 申請道路の構造詳細図は、道路位置指定等の申請図(第9号様式その4)に図示するものとし、縮尺は任意とするが、申請道路の縦断面図(基本的なものでよい)、横断詳細図、使用材料の名称、寸法等を明記すること。

2 申請道路及びその周辺の状況によっては、必要に応じて工事仕様書、特記仕様書、構造計算書、雨水排水計算書等を添付させるものとする。

(道路維持管理計画書の作成方法)

**第22条** 道路維持管理計画書(第8号様式)は、次の各号について説明すること。

(1) 維持管理方法

(2) 申請道路の交通規制の方針

(3) 工事費の受益者負担の方針

(4) 維持管理費負担の方針

2 維持管理の方法については、自己管理、委託管理又は地方公共団体への譲渡(有償又は無償)について記入すること。

3 申請道路の交通規制の方針については、自己管理、委託管理の場合において、速度制限、重量制限又は自動車乗り入れ制限を行うかどうか、行う場合はどのようにするかを明記すること。

4 工事費の受益者負担の方針については、申請道路の築造費用について、受益者からの負担金の徴収を行うかどうか、行う場合はその方針を明記すること。

5 維持管理費負担の方針については、自己管理又は委託管理の場合で、申請道路の修繕費、清掃費等の保守管理費用について、受益者負担があるかどうか、ない場合はどうするか等について具体的に明記すること。

(面積求積図及び面積表の作成方法)

**第23条** 面積求積図及び面積表は、道路位置指定等申請図(第9号様式その5)に、開発区域、申請道路部分、及び転回広場部分について明示すること。

(現況写真)

**第24条** 現況写真は、開発区域、取付道路等周辺状況のわかるものとし、撮影位置及び方向を表示した補助図を添付すること。

( 道路築造完了報告書の添付書類 )

**第25条** 第4条第4項に基づく道路築造完了報告書には、完了状況の写真及び前条に定める補助図を添付すること。

( 変更等申請書の添付図書の作成方法等 )

**第26条** 道路位置指定変更・廃止申請書の添付図書の記入方法等は、道路位置指定の申請に準じて行うものとする。

( その他の書類 )

**第27条** その他次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請道路の築造工事に係る土地の地目が農地等である場合は、農地法(昭和27年法律第229号)の規定による農地転用許可書、現況証明書又は非農地証明書
- (2) 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく知事への届出の必要な事業行為を行う場合は、届出書の写し等
- (3) 申請道路の敷地となる土地に、里道、道路敷、水路敷等公有地を含む場合は、公有地の管理者の道路位置指定承諾書
- (4) 土地の登記簿謄本と承諾書又は印鑑証明書の住所が異なる場合は、その経緯を明瞭にできる住民票等
- (5) 相続関係を明らかにする必要があるときは、戸籍謄本又は死亡証明書等

### 第3章 道に関する基準

( 一般基準 )

**第28条** 申請道路は、政令第144条の4(道に関する基準)の規定によるほか、本章に定められている基準により、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造としなければならない。

2 申請道路の表面は、車両の通行に耐え、かつ、ぬかるみとならない構造とするほか、次の各号に定めるものとする。

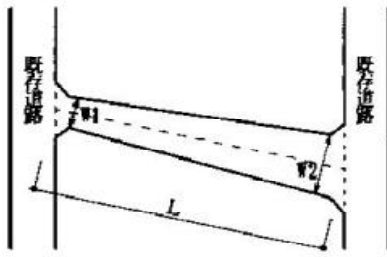
- (1) 砂利敷仕上げとする場合は、充分締固め、ローラー等で転圧し、砂利敷きの仕上げ厚さは、10センチメートル以上とする。
- (2) 路盤、路床が軟弱な場合は、路床土の入れ替え、良質な切込砕石等を用いて充分締固めを行うこと。

( 道路の延長及び幅員 )

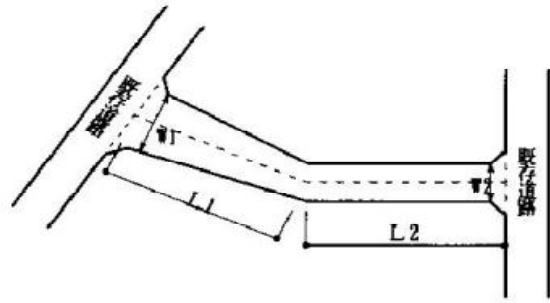
**第29条** 申請道路の延長は、道路の各部分の中心線の長さによる。( 図 - 1 )

2 申請道路幅員は、次の各号により測ることとする。

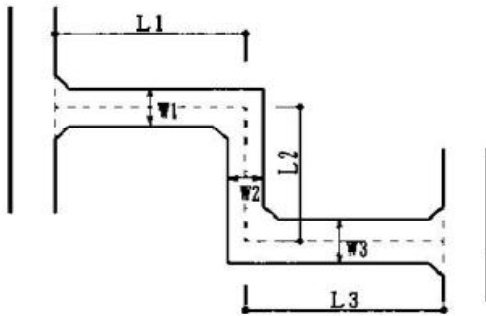
- (1) 申請道路幅員は、道路側溝を含み、法敷を除いた幅員とする。
- (2) 幅員は、道路中心線に直角に測る。
- (3) 幅員の測りかたは、図 - 2 の例による。



(ア) 幅員  $W_1 \sim W_2$  延長  $L$

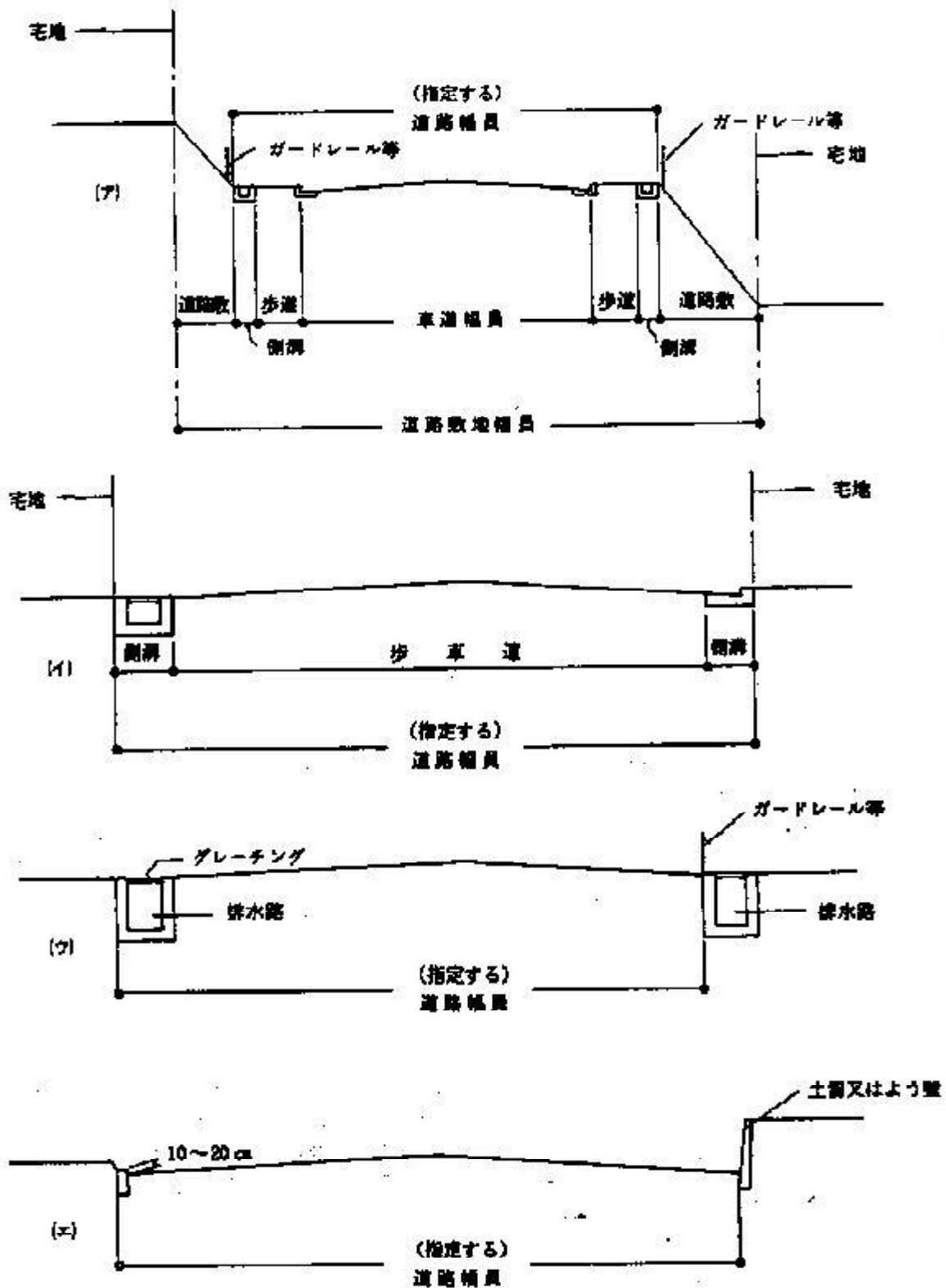


(イ) 幅員  $W_1 \sim W_2$  延長  $L_1 + L_2$



(ウ) 幅員  $W_2 \sim W_3$  ( $W_2 < W_1 < W_3$ )  
延長  $L_1 + L_2 + L_3$

(図 - 1) 道路の延長の計測法



(図-2) 道路幅員の計測法

( 道路の接続 )

**第30条** 申請道路は、その両端を既存道路に接続しなければならない。ただし、次条により、袋路状道路 ( 令第144条の4第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。 ) とすることができる。

( 袋路状道路 )

**第31条** 申請道路が袋路状道路となる場合は、次の各号による。

(1) 延長が35メートル以下の場合

(イ) 通り抜けができる既存道路に接続する場合は、図 - 3 の例による。

(ロ) 既存の袋路状道路に接続する場合は、次による。

(a) 既存の袋路状道路幅員が6メートル未満のときは、図 - 4 の例による。

(b) 既存の袋路状道路幅員が6メートル以上のときは、図 - 5 の例による。

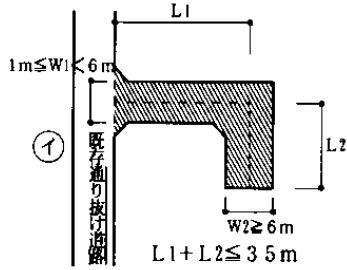
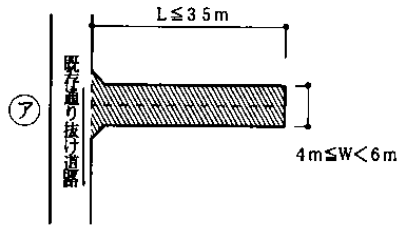
(2) 延長が35メートルを超える場合

(イ) 終端が公園、広場その他これに類するもので、自動車の転回、災害時における避難及び通行の安全上支障のないものに接続するときは、図 - 6 の例による。

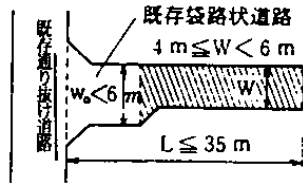
(ロ) 終端及び区間35メートル以内ごとに次条で定める自動車の転回広場が設けられている場合は、図 - 7 の例による。

(ハ) 接続する既存道路が、指定道路かつ幅員6m未満の袋路状道路の場合は、既存道路部分を延長に含め、既存道路の起点から35m以内ごとに転回広場を設置する。( 図 - 8、図 - 9、図 - 10 )

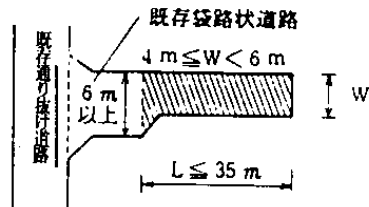
(3) 幅員6メートル以上の袋路状道路の延長は、制限されない。( 図 - 11 )



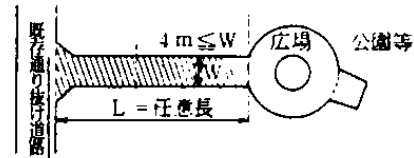
(図-3)



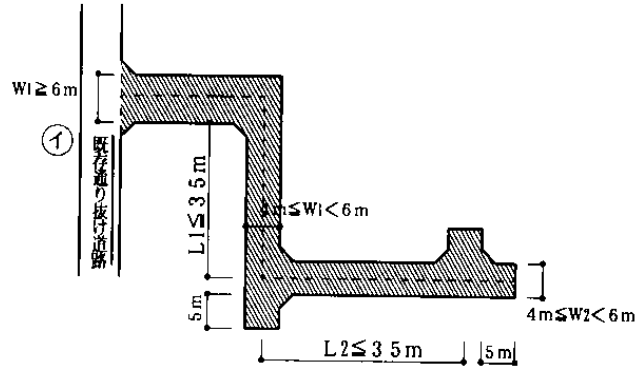
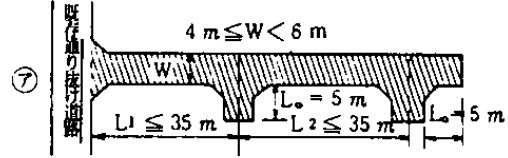
(図-4)



(図-5)



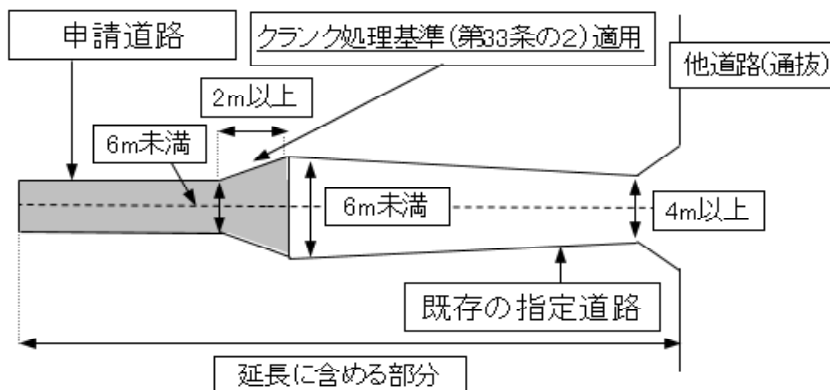
(図-6)



(図-7)

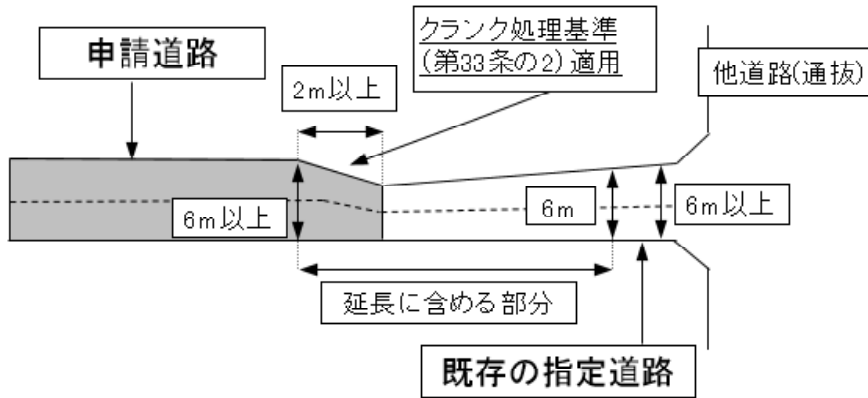
(図-8) 6m未満の申請道路が6m未満の既存の指定道路の延長となっている場合

既存の指定道路部分を含めた延長が35mを超える場合は35m以内毎に転回広場が必要であり、すみ切りに準じたクランク処理が必要



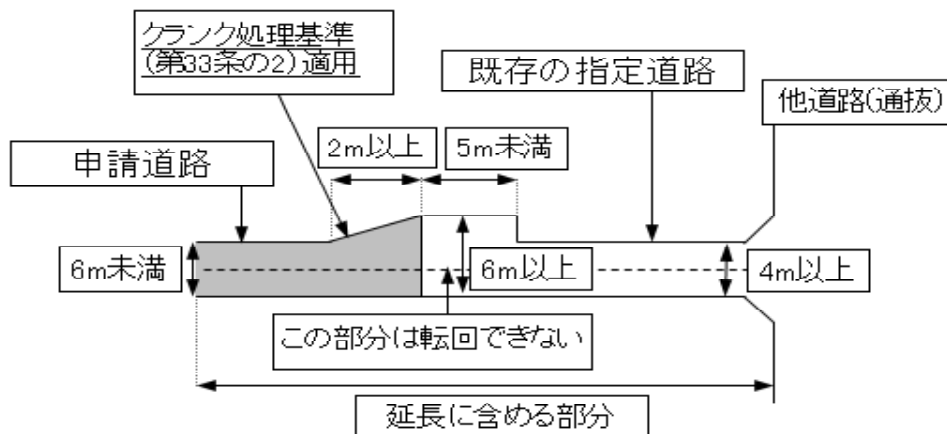
(図-9) 6m以上の申請道路が一部6m未満の既存の指定道路の延長となっている場合

既存の指定道路部分を含めた延長が35mを超える場合は35m以内毎に転回広場が必要であり、すみ切りに準じたクランク処理が必要

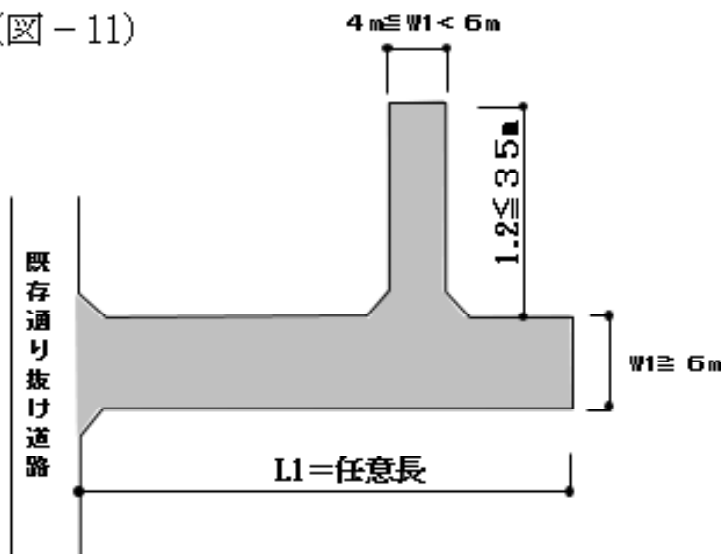


(図-10) 申請道路と接続する部分の既存の指定道路の幅員は6m以上であるが、転回できる十分な延長がない(5m未満)場合

既存の指定道路部分を含めた延長が35mを超える場合は35m以内毎に転回広場が必要であり、すみ切りに準じたクランクが必要



(図-11)

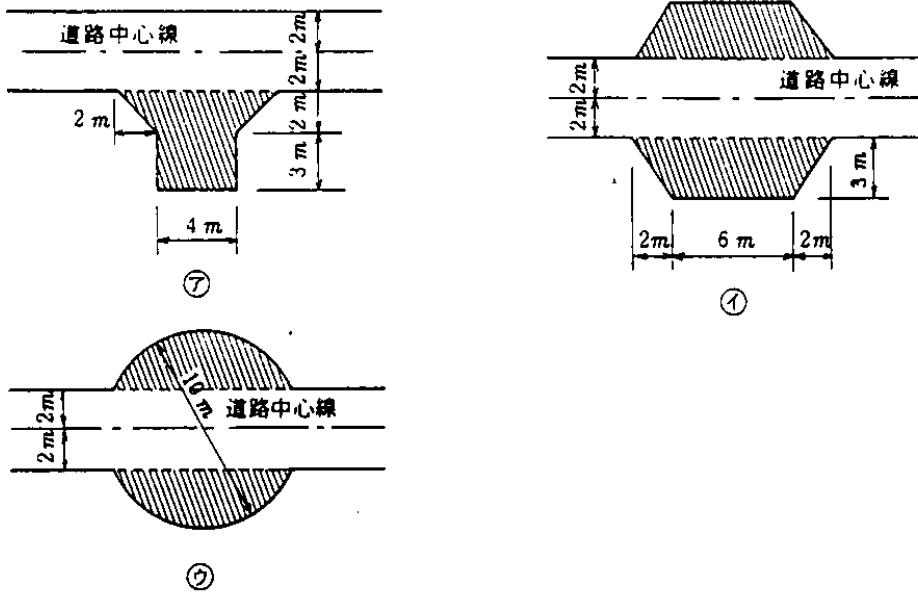


(自動車の転回広場)

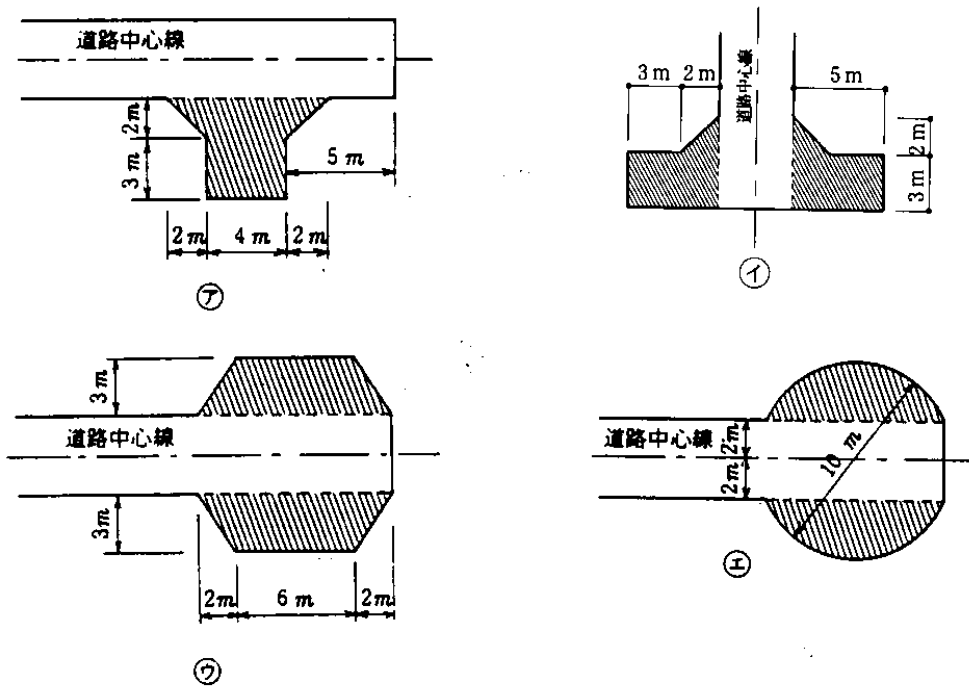
第32条 自動車の転回広場は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請道路の区間35メートルごとに設けるものは、図 - 12の例のいずれかによる。
- (2) 申請道路の終端に設けるものは、図 - 13の例のいずれかによる。

(図 - 12)



(図 - 13)

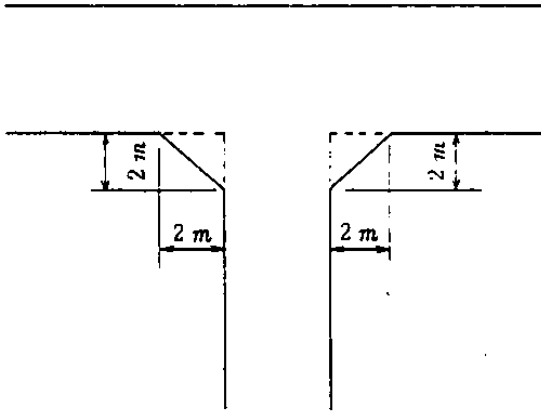




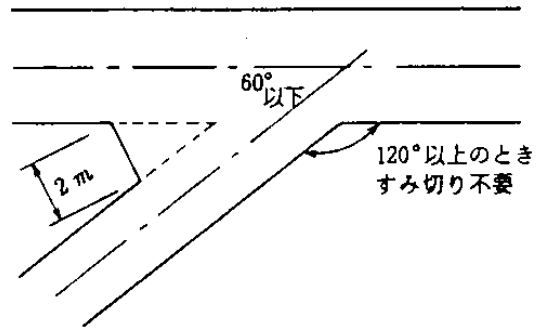
(すみ切り)

**第33条** 申請道路の交差、接続又は屈曲部に生ずる角地の内角が120度未満の隅角には次号の基準に基づき、すみ切りを設置する。

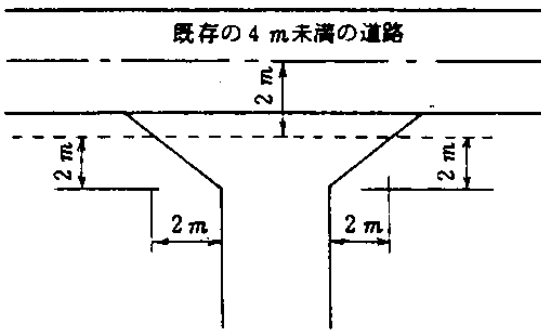
- (1) 角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を申請道路に含むすみ切りを設ける。(図 - 14)
  - (2) 曲がり角の内角が60度以下になる鋭角の角地は、二等辺三角形の底辺が2メートル以上となるようなすみ切りを設ける。(図 - 15)
  - (3) 申請道路が2項道路(法第42条第2項に規定する道路をいう。)等4メートル未満の既存道路に接続するときは、当該既存道路のみなし境界線まで後退してすみ切りを行う。(図 - 16)
  - (4) 歩道の設置された既存道路に接続するときは、図 - 17の例によりすみ切りを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、隅角が60度を超える角地について、次の各号に該当するときは、片側に限りすみ切りの設置を免除する。
- (1) 高さ2メートル以上の擁壁、コンクリート塀(ブロック塀を除く。)又は堅固な建築物がある場合
  - (2) 申請道路が水路等に沿接して他の道路と交差、接続する場合
  - (3) すみ切り部分の関係権利者の承諾が得られない場合
  - (4) その他やむを得ない事情のある場合
- 3 前項により片側すみ切りとする場合は、図 - 18の例により行う。



(図 - 14)

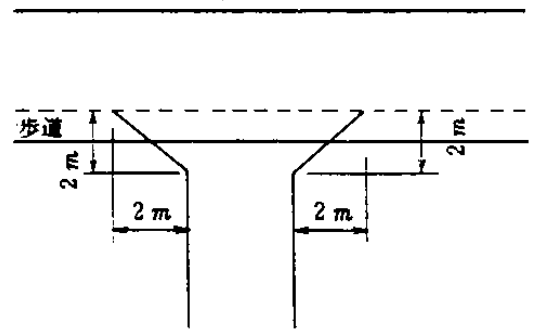


(図 - 15)



既設の2項道路等に接続するとき

(図 - 16)

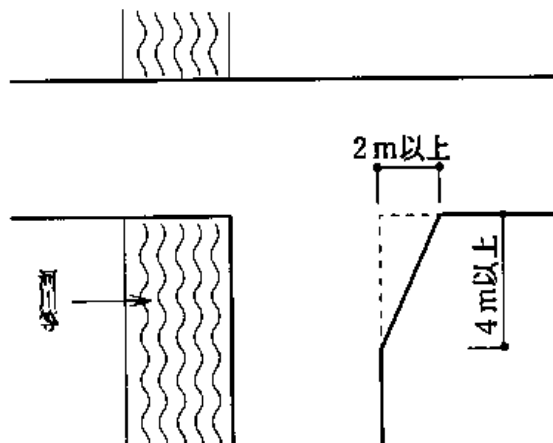


歩道のある道路に交差接続するとき

(図 - 17)

片側すみ切りを行うとき

(図 - 18)



(既存道路と申請道路の幅員が異なる場合の処理方法)

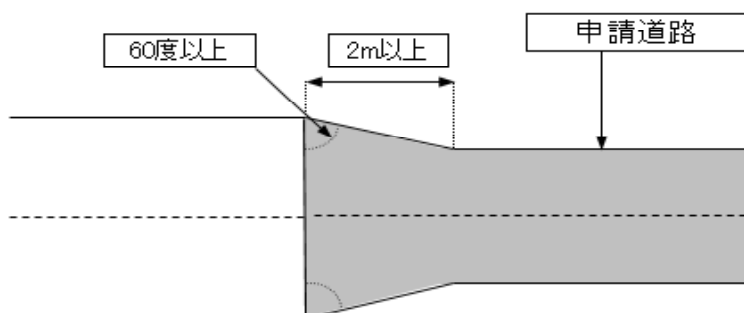
**第33条の2** 既存道路と申請道路の中心線は、図 - 19、図 - 20、図 - 21の例により、原則として一致させなければならない。

2 やむを得ず既存道路と申請道路の中心線が一致しない場合は、図 - 22、図 - 23の例によるものとする。

(図-19) 既存道路と申請道路の幅員が異なる場合 (既存道路幅員大)

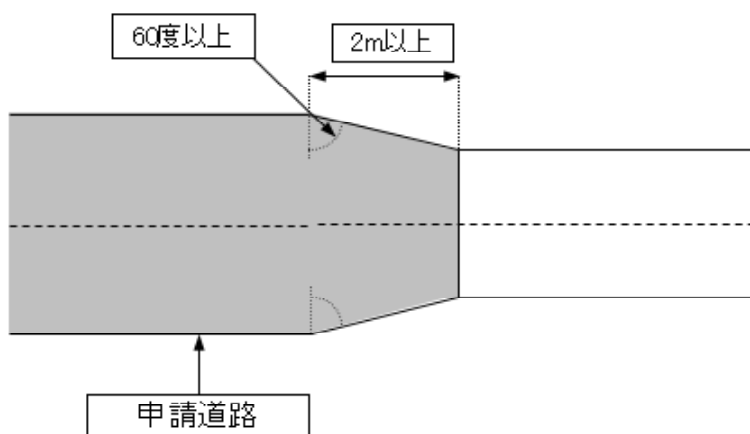
※中心線が一致するとは、既存道路と申請道路の中心線がほぼ直線上となることをいう。

原則として道路の中心線を一致させ、延長方向2m以上、角度60度以上のすみ切りを設けて接続する。



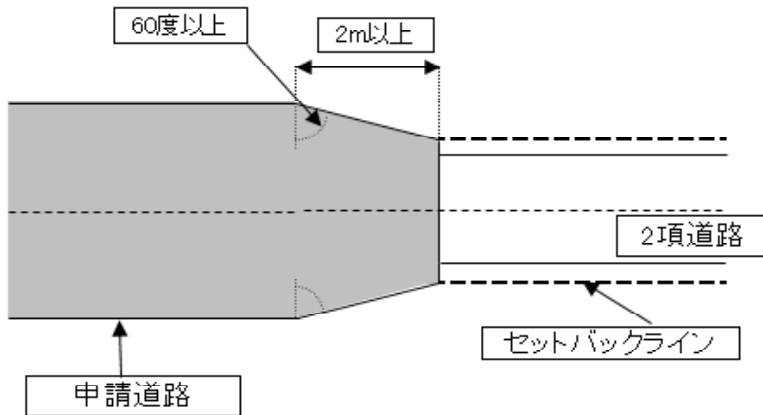
(図-20) 既存道路と申請道路の幅員が異なる場合 (既存道路幅員小)

原則として道路の中心線を一致させ、延長方向2m以上、角度60度以上のすみ切りを設けて接続する。



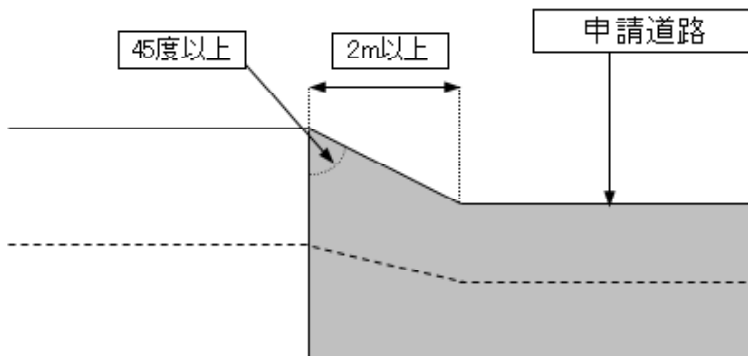
(図-21) 既存道路と申請道路の幅員が異なる場合 (既存道路が2項道路)

原則として道路の中心線を一致させ、セットバックラインを考慮して、延長方向2m以上、角度60度以上のすみ切りを設けて接続する。



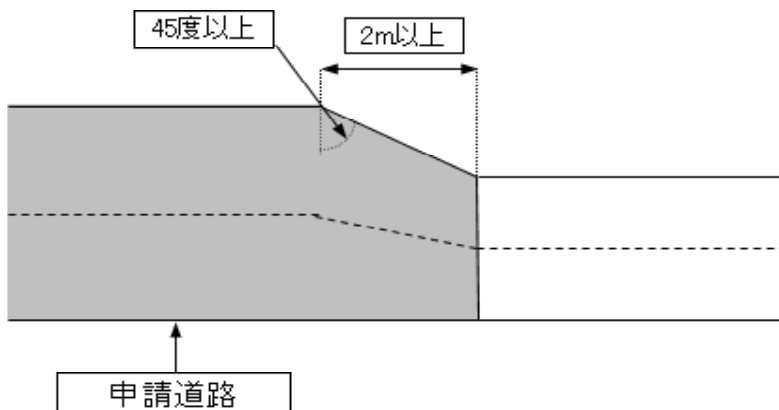
(図-22) 既存道路と申請道路の幅員が異なる場合 (既存道路幅員大) で、道路中心線が一致しない場合

延長方向2m以上、角度45度以上のすみ切りを設けて接続する。



(図-23) 既存道路と申請道路の幅員が異なる場合 (既存道路幅員小) で、道路中心線が一致しない場合

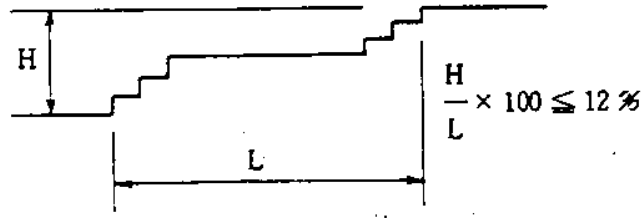
延長方向2m以上、角度45度以上のすみ切りを設けて接続する。



(道路の勾配)

第34条 申請道路の縦断勾配は、12%以下とし、原則として、階段状としてはならない。なお、縦断勾配が9%を超える場合は、コンクリート又はアスファルト舗装とし、すべり止め処理をしなければならない。

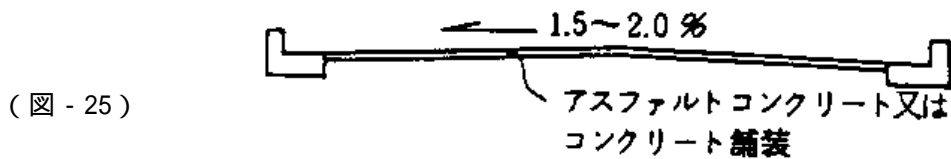
2 やむを得ず階段状道路とする場合は、図 - 24の例によるものとする。



(図 - 24)

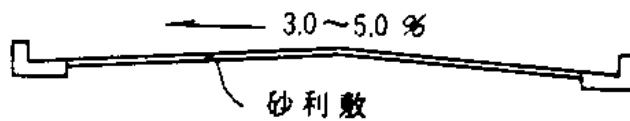
3 申請道路の横断勾配は、路面仕上げ材の種類に応じて次の各号によるものとする。

(1) アスファルトコンクリート又はコンクリート舗装の場合は1.5%から2.0%までとする。(図 - 25)



(図 - 25)

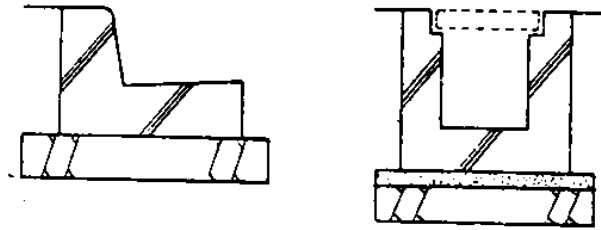
(2) 砂利敷の場合は3.0%から5.0%までとする。(図 - 26)



(図 - 26)

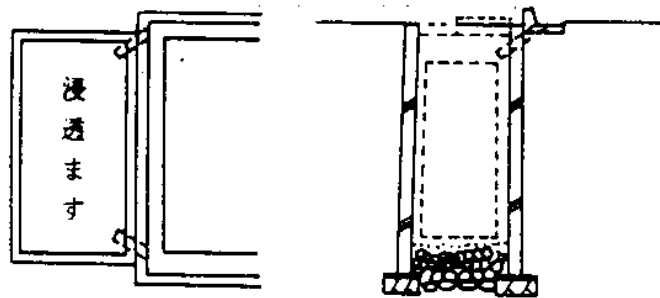
(雨水又は汚水等の排水施設)

**第35条** 政令第144条の4(道に関する基準)第1項第5号の規定により、申請道路及びこれに接する敷地の雨水又は汚水等の排水に必要な側溝、排水溝、ヒューム管等その他有効な排水施設をること。なお、少なくとも申請道路の片側は、U字側溝(蓋付き)としなければならない。(図-27)



(図-27)

2 政令第129条の2(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第3項第3号に規定する配管設備からの汚水又は敷地内の雨水の放流先がない場合は、汚水貯留施設を設置し、汲取方式とするか、地下浸透方式等の適当な施設を設置し、定期的に簡易に清掃できる装置を取り付けるものとする(図-28)。ただし、地下浸透方式等の施設に屎尿浄化槽からの汚水を放流する場合は、政令第32条(水洗便所の屎尿浄化槽)第2項の規定による地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定した区域内のものに限る。

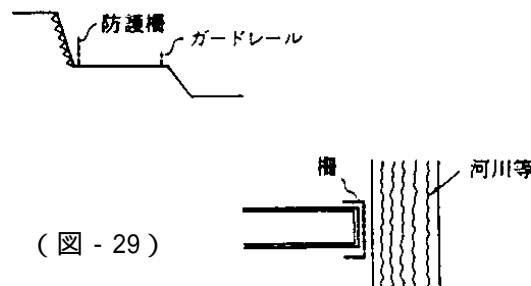


(図-28)

(防護施設等)

**第36条** 申請道路が屈曲し又はがけ等に面することにより、一般交通の危険を伴うおそれのある箇所には、防護柵、よう壁等の防護施設を設置しなければならない。(図-29)

2 既存道路に支障を及ぼすおそれのある道路敷に隣接するがけ、よう壁等は、必要に応じて構造計算により安全を確認しなければならない。

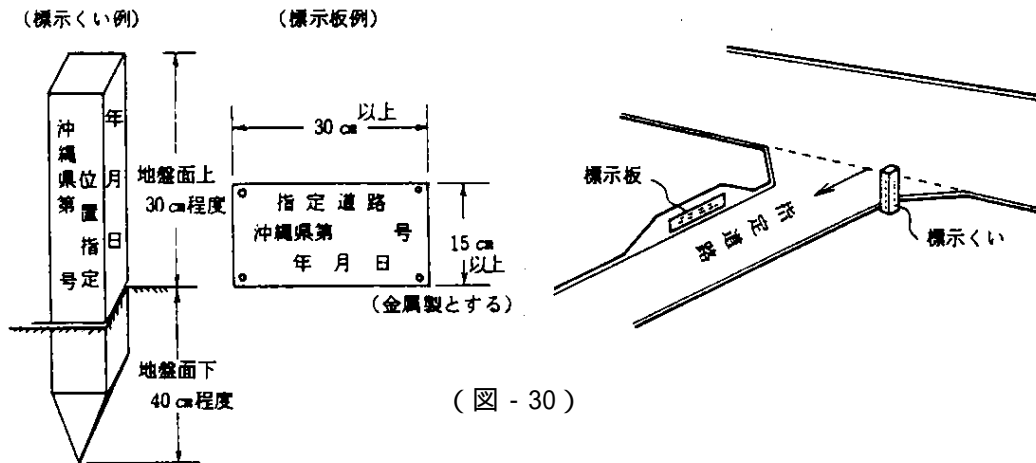


(図-29)

(表示くいの設置)

第37条 細則第28条(道路の位置の標示)の規定による標示くいは、図-30によるものとし、一般交通の障害にならないように設置すること。

2 標示くいは、コンクリート造その他耐久性のある材料とし、指定道路の起点、屈曲点及び終点に設置する。ただし、コンクリート造その他耐久性のある側溝、緑石等に表示板を設置することにより、標示くいの設置に代えることができる。この場合、標示板は、金属製とし、文字が容易に消失しにくいものとする。



#### 第4章 宅地造成基準

(適用)

第38条 指定道路に接して新たに造成される宅地(以下「画地」という。)の計画基準又は宅地造成基準は、他の法令に定めるもののほか、本章に定めるところにより行うものとする。

(画地の規模等)

第39条 戸建住宅の1画の面積は、100平方メートル以上とすること。

(切土又は盛土の基準)

第40条 宅地造成工事において切土又は盛土をする場合においては、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとるものとする。

- 2 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置を講じること。
- 3 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めを行うこと。
- 4 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り等の措置を行うこと。

(よう壁)

**第41条** 切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面は、必要に応じてよう壁を設置すること。

2 前項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つためによう壁の設置が必要でないことが確かめられた場合は、その限りでない。

(よう壁の構造)

**第42条** 前条の規定により設置するよう壁は、政令第142条(擁壁)の規定に基づく鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造としなければならない。

(鉄筋コンクリート造等のよう壁の構造)

**第43条** 第41条の規定により設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造のよう壁の構造は、原則として構造計算によって、次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって、よう壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によってよう壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によってよう壁の基礎がすべらないこと。
- (4) 土圧等によってよう壁が沈下しないこと。

(練積み造のよう壁の構造)

**第44条** 第41条の規定により設置する間知石練積み造その他の練積み造のよう壁の構造は、次の各号に定めるところによる。

- (1) よう壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが、がけの土質に応じ別表に定める基準に適合し、かつ、よう壁の上端の厚さは、よう壁の設置される地盤の土質が同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは、40センチメートル以上、その他のものであるときは、70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体のよう壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利まじり砂で有効に裏込めを行うこと。
- (3) 前2号に定めるところによっても、がけの状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) よう壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、よう壁の前面の根入れ深さは、よう壁の設置される地盤の土質が、別表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは、よう壁の高さの100分の15(その値35センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、よう壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、よう壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(よう壁の水抜穴)

**第45条** 第41条の規定により設置するよう壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜穴を設け、よう壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。



(よう壁によっておおわれないがけ面の保護)

**第46条** 切土又は盛土をした土地のがけ部分によう壁を設置しないときは、そのがけ面は、芝張り、モルタル吹き付け等を行い風化その他の侵食の防止措置を行うものとする。

(雨水等の排水施設)

**第47条** 切土又は盛土をする場合には、雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設を設置しなければならない。

2 前項の排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるようなものでなければならない。

## 第5章 雑則

(道路位置指定等申請取下げ)

**第48条** 申請者は、道路位置指定等の申請中において、当該申請の取下げを行う場合は、道路位置指定等申請取下げ届出書(第11号様式)を、所長に提出するものとする。

(道路位置指定の証明願)

**第49条** 道路位置指定を受けた旨の証明を受けようとする者は、証明願(第12号様式)を所長に提出するものとする。

(道路位置指定証明書)

**第50条** 前条の規定により証明願の申請があった場合は、指定台帳と照合のうえ、道路位置指定証明書(第13号様式)を当該申請者に交付するものとする。

### 附 則

(施行期日)

この要領は昭和57年10月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この要領は平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成12年10月10日から施行する。

### 附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。



土質	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
	擁壁	岩、岩層、砂利、又は砂利まじり砂	真砂土、関東ローム硬質粘土、その他これらに類するもの	その他の土質	
根入り	根入り35cm以上で地上高さの15%以上		根入り45cm以上で地上高さの20%以上		
上端の厚さ	40cm以上	40cm以上	70cm以上		
70°を超え75°以上の勾配	約 3 分勾配				
	65°を超え70°以下の勾配	約 4 分勾配			
		約 5 分勾配			

第1号様式

第 年 月 日 号

沖縄県土木建築部 土木事務所長 殿

市町村長



道路位置指定等の申請について

標記のことについて、下記のとおり関係書類を送付いたします。

記

1. 件名	道路位置指定(変更、廃止)申請書
2. 申請者住所氏名	
3. 申請場所	
4. 区域	市街化区域、市街化調整区域、未線引き都市計画区域、指定なし
5. 用途地域	1種低層、2種低層、1種中高層、2種中高層、1種住居、2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用、未指定
6. 建ぺい率	
7. 容積率	
8. 取付道路名称、幅員	
9. 市町村長の意見	



第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県土木建築部 土木事務所長

道路位置指定等について（通知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号（細則第8条第2項）に規定する下記の道路の位置の指定（変更、廃止）を、別添写しのとおり行ったので通知します。

記

1. 申請者住所氏名
2. 申請道路の地名地番

第4号様式（第6条関係）

沖縄県指令 第 号

申請者 殿

道路位置指定できない旨の通知

年 月 日付けで申請のあった別添の道路位置指定申請については、下記の理由により指定できません。

沖縄県土木建築部 土木事務所長

記

（理由）

（教示）

この道路位置指定の却下（棄却）処分について不服のあるときは、建築基準法第94条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県建築審査会に対して、審査請求することができます。

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県土木建築部 土木事務所長

道路位置指定等申請却下（棄却）通知

年 月 日付け 第 号で送付のあった下記の道路位置指定申請は、別添写しのとおり却下（棄却）しましたので、通知します。

記

1. 申請者住所氏名

2. 申請道路の地名及び地番



## 道路位置指定台帳

指 定 番 号						
申 請 者 住 所 氏 名						
築 造 主 住 所 氏 名						
管 理 者 住 所 氏 名						
代 理 人 住 所 氏 名						
指定道路の地名地番						
規 模 等	道路幅員	m	延長	m	面積	m <sup>2</sup>
	転回広場	箇所	転回広場面積	m <sup>2</sup>		
取付道路	道路名称	幅員	m			
市町村受付年月日	年 月 日	土 木 事 務 所 受 付 年 月 日	年 月 日			
位置指定指令年月日	年 月 日	位置指定指令番号	第 号			
告 示 年 月 日	年 月 日	告 示 番 号	第 号			
申 請 概 要 図	別 添					
備 考						

指定番号の表示方法 : 第H 道位北(中、南、宮、八) 号



第8号様式（第10条関係）

維持管理計画書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定申請に伴い、申請に係る私道の維持管理計画は、下表のとおりです。

年 月 日

申請者住所

氏名

印

道路維持管理者住所氏名	電話
申請道路地名地番	
申請道路規模	幅員 m × 延長 m = m <sup>2</sup>
関係受益者数	法人 人 個人 人
(1) 道路の維持管理方法について（自己管理、管理委託、地方公共団体へ譲渡）	
(2) 道路の交通規制の方針（有、無）	
(3) 工事の受益者負担の方針（有、無） 有の場合の方針	
(4) 維持管理費負担の方針（自己管理、委託管理、地方公共団体への譲渡、その他）	

第9号様式（第13条、第14条、第15条、第21条、第23条関係）

道路位置指定申請図

その1

指定番号	第 号	年月日	年 月 日
------	-----	-----	-------

付近見取図	縮尺
図面作成者資格氏名	印

注： 印欄は記入しないでください。

第9号様式（第13条、第14条、第15条、第21条、第23条関係）

指定番号	第 号	年月日	年 月 日
------	-----	-----	-------

その2

地籍図	縮尺
図面作成者資格氏名	印

注： 印欄は記入しないでください。

第9号様式（第13条、第14条、第15条、第21条、第23条関係）

指定番号	第 号	年月日	年 月 日
------	-----	-----	-------

その3

道路計画平面図	縮尺
図面作成者資格氏名	印

注： 印欄は記入しないでください。

第9号様式（第13条、第14条、第15条、第21条、第23条関係）

その4

- (1) 横断詳細図	縮尺	
- (2) 縦断図	縮尺	
図面作成者資格氏名	㊟	

第9号様式（第13条、第14条、第15条、第21条、第23条関係）

その5

面積求積図及び求積表	縮尺		
		開発計画面積表	
		道路部分	m <sup>2</sup>
		宅地部分	m <sup>2</sup>
		その他の部分	m <sup>2</sup>
		合 計	m <sup>2</sup>
図面作成者資格氏名	④		





第11号様式（第48条関係）

道路位置指定等申請取り下げ届出書

下記のとおり建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定等申請書を取り下げたいので届出いたします。

年 月 日

沖縄県土木建築部 土木事務所長 殿

届出人氏名 印

1.届出人住所氏名		
2.県受付年月日、番号		
3.申請道路の地名地番		
4.取り下げ理由		
5.その他関係事項		
市町村受付欄	土木事務所	処理欄
年 月 日	年 月 日	平成 年 月 日
第 号	第 号	第 号
係員印	係員印	係員印

(注) 印のある欄は記入しないでください。

第12号様式（第49条関係）

<p>証 明 願</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p>沖縄県土木建築部 土木事務所長 殿</p> <p style="text-align: center;">願出人住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">（電話 <span style="float: right;">）</span></p> <p>下記のとおり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定が受けられていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1．指定道路の地名及び地番</p> <p>2．築造主の住所及び氏名</p> <p>3．指定年月日及び指定番号 <span style="float: right;">年 月 日 第 号</span></p> <p>4．そ の 他</p> <p>5．証明書の使用目的</p>	<p>手数料欄</p> <p>沖縄県証紙</p>						
<p>決 裁 印</p>	<p>証明第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ないので証明してよいか。（伺い）</p>						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">課 長 ・ 係 長</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">課 員 ・ 係 員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">受 付</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	課 長 ・ 係 長	課 員 ・ 係 員	受 付			
課 長 ・ 係 長	課 員 ・ 係 員	受 付					

第13号様式（第50条関係）

道 路 位 置 指 定 証 明 書

第 号

住所  
申請者  
氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付の道路位置指定申請に伴い、下表のとおり建築基準法第42条第1項  
第5号の道路位置の指定をしたことを証明する。

年 月 日

沖縄県土木建築部 土木事務所長

1. 道路位置指定年月日	
2. 道路位置指定指令番号 及び指定番号	
3. 築造主の住所及び氏名 （名称及び代表者氏名）	
4. 道路維持管理者住所氏名	
5. 指定道路の地名及び地番	
6. 規 模 等	道路幅員 m 延長 m 面積 m <sup>2</sup> 転回広場 箇所 転回広場面積 m <sup>2</sup>
7. そ の 他 の 事 項	別添図書のとおり

第14号様式（第4条関係）

道路築造計画承認書

第 号

住所  
申請者  
氏名

年 月 日付けで申請のあった下記の道路位置指定は、申請書の内容及び現地調査を行った結果支障がないと認められますので、沖縄県道路位置指定基準及び事務取扱要領第4条第2項に基づき築造計画を承認します。

年 月 日

沖縄県土木建築部 土木事務所長

記

1. 申請者住所氏名

2. 申請道路の地名及び地番

3. 申請道路の幅員及び延長等  
幅員 m 延長 m 面積 m<sup>2</sup>  
転回広場 箇所 面積 m<sup>2</sup>

4. その他の事項

（注意） この承認書は、道路位置指定書ではありません。  
道路位置指定を受けるためには、道路築造工事完了後、「道路築造完了報告書」（第15号様式）を提出し、土木事務所長又は支庁長の完了確認を受ける必要があります。

第15号様式（第4条関係）

道 路 築 造 完 了 報 告 書

年 月 日

沖縄県土木建築部 土木事務所長 殿

住所  
報告者  
氏名



年 月 日付けで承認を受けました下記の道路位置築造（計画）について、工事が完了しましたので、報告します。

記

1. 申請者住所氏名

2. 申請道路の地名及び地番

第16号様式（第16条関係）

道 路 管 理 者 の 承 諾 書

1. 申 請 内 容 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置指定申請

2. 申 請 者 住 所 氏 名 印

3. 道 路 の 規 模 幅員                      m      延長                      m

4. 申請道路の地名地番

5. そ の 他 別添道路位置指定申請図のとおり

上記の私道の位置指定申請について、建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理することに承諾します。

承 諾 年 月 日	道 路 管 理 者		実印
	住 所	氏 名	